

届出、忘れていませんか？

お子様が就職したとき など

ご家族のなかに被扶養者からはずれる方はいませんか？

被扶養者の方でつぎのような項目のいずれかに当てはまり、被保険者との生計維持関係がなくなったときは、被扶養者からはずす手続きが必要

です。健保組合へ「健康保険被扶養者（異動）届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付して異動があった日から5日以内に提出してください。

こんなときは
被扶養者で
なくなります

- ☐ 子どもが就職した
- ☐ 子どもが結婚してその配偶者の被扶養者になった
- ☐ 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が130万円を超えた（60歳以上または障害がある場合は180万円）
- ☐ 亡くなった
- ☐ 75歳になった

詳しくはHPへ

HOME > 各種申請・申込 > 家族の加入について



被扶養者の範囲

①年間収入 130 万円未満
(60 歳以上の方または障害のある方は 180 万円未満)

②被保険者の年収の2分の1未満であること

③別居の場合は被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないこと

ただし、これらの金額内でも生計維持が認められないこともあります。

会社を退職した

再就職で他健保に移った

75歳になった

保険証の返納をお忘れではありませんか？

日本アイ・ビー・エム健康保険組合の加入者でなくなった場合には、保険証は返納しなければなりません。加入者の資格がなくなったにも関わらず、保険証をそのまま、使用し続けることは、資格喪失後の不正使用に当たります。健保組合が支払った保

険給付費は後日請求されます。ご注意ください。

会社を退職したとき、再就職で他健保に移ったとき、75歳に到達（後期高齢者医療制度に移ります）した際にはすみやかに保険証を返納してください。

※任意継続被保険者、特例退職被保険者になるには別途手続きが必要となります。

住所が変わったときは

「住所変更届」を提出してください

市町村合併等で住居表示が変わったとき／政令指定都市移行などで郵便番号が変わったときも

〈日本 IBM 社員、顧問・嘱託、臨時雇用者の被保険者、関連会社の被保険者の方は…〉

会社へ届け出てもらえれば、健保組合へ住所変更届を提出する必要はありません。

ただし、被扶養者もいっしょに転居する場合は、別途、健保組合へも住所変更届を提出してくださ

い。また、被扶養者だけが転居する場合も、住所変更届を健保組合に提出してください。

〈任意継続被保険者、特例退職被保険者の方は…〉

個別に健保組合に住所変更届を提出してください。

「My Health 紙冊子配送停止ご希望の方」へ

以下の必要事項を記載のうえ、IBM 健保組合へ FAX または e メールをお願いいたします。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合 保健事業支援行

FAX : 03 - 5614 - 6444

＊ノーツメールまたは e メールでお送りいただいても結構です。

その場合は、表題に「季刊号配送停止希望」と明記し、以下の太枠の必要事項を記載してください。

■ノーツ ID : Kenpo Koe/Japan/IBM

■eメール : EAD1250@jp.ibm.com (アドレス中の1は数字の「いち」です)

季刊号 『My Health』 の 配送停止に 関して	●ご連絡いただきました方には今後、冊子の『My Health』の配送を停止いたします。 なお、PDF の『My Health』はホームページでご覧いただけます。 ●『My Health』配送停止を希望された方にも、今後、健康保険組合からの重要なお知らせや随時号「まい・へるす」は配送をいたします。 ●今回のご連絡は健康保険組合への登録を削除するものではありません。 ●ご連絡をいただく時期によっては、停止する前に配送されてしまう場合がございますので予めご了承ください。						
上記内容に同意の上、配送停止を希望します。							
被保険者 氏 名			健 康 保 険 証	記 号	番 号		
住 所	〒 ----- -----						
電話番号	()						

※記載された個人情報は、季刊号『My Health』の配送停止に関する処理にのみ利用いたします。